

住民基本台帳に関する事務に係る「特定個人情報保護評価書(全項目評価書)(案)」に関する市民意見への対応

1. 意見募集実施期間:平成27年1月14日～平成27年2月13日

2. 受領数 10名、48件

番号	該当ページ	ご意見のタイトル (項目,訂正箇所)	ご意見	市の回答
1	4	(2)住民基本台帳について	4ページの2のシステムの①名称の2職権により世帯、個人に関する各項目の修正とはどのような場合に何をどのように修正するのか具体的に説明してください。	住民基本台帳法施行令第12条に該当する場合は、職権で住民基本台帳を修正します。
2	10	(2)住民基本台帳について	10/69ページ 事務の内容 番号1の処理は委託先でやるのですか。	委託業務は、委託先が各区役所戸籍住民課内の指定した作業場所で行います。
3	14	(2)住民基本台帳について	14/69ページ (1)住民基本台帳 ④記録される項目で主な記録項目のうちの業務関係情報の具体的中味はなんですか。	住民基本台帳法第7条の記載事項及び印鑑登録情報です。
4	15	(2)住民基本台帳について	本人又は本人の代理人以外でも地方公共団体などが入手できるのですか。 それはどのような場合ですか。	法律等に定めがある場合は、地方公共団体でも入手できます。  住民基本台帳法第24条の2における転入届の特例により転出市町村が転入市町村に通知義務がある場合などが該当します。
5	15	P.15 特定個人情報の入手・使用 8.使用方法	—特定個人情報の提供について庁内関係各課についてしか記述がありませんが、公益上の必要あれば第三者に情報提供できることになっています。通常業務から外れて情報提供する場合の運用規則は必要だと思いますが、ありますか？ —公益上の必要からといっても警察などの犯罪捜査への情報提供は、共通番号制度導入の目的から外れるので許可するべきでないと考えます。	ご指摘の公益上必要があるための第三者への情報提供は、「2. 住民票の写し等の交付」で対応することとなるため、こちらの記載内容を修正しました。 なお、このような申請の場合は法的根拠等の記載が必須であり運用規則の作成は考えておりませんが、現行の事務マニュアルを修正し対応する予定です。 また、情報提供については、法令等に基づき適正に対応します。
6	15	3 特定個人情報の入手・使用	①入手元 本人又は本人の代理人とあるが代理人となる確認資格を明らかにしたい。	番号法施行規則第6条に、代理人の資格の確認について記されています。

番号	該当ページ	ご意見のタイトル (項目,訂正箇所)	ご意見	市の回答
7	15	特定個人情報の 入手・使用	③4 庁内関係各課への情報提供 公安機関、警察への情報提供が起こりうるとするならば明確な運用規則を決めたい。	5と同じ
8	16	(2)住民基本台 帳について	16/69ページ ④委託先への提供方法 特定個人情報ファイルの提供方法が「その他」になっています。()の中 の直接操作とはどういうことですか。	市の指定した市役所内の作業場所において、市が設置した住民記録システムの端末機から住民記録システムを直接操作し、委託業務を行うものです。  住民記録システム運用保守委託は、システムの運用保守業務であり、例えばシステム運用での不具合対応など、システムの直接操作により業務を行います。  住民基本台帳等作成記録業務では、住民が届出し、職員が確認した各種届出の内容を住民基本台帳ファイルに入力する業務であり、システムの直接操作により業務を行います。  郵便請求対応業務では、郵便請求による住民票の写し等の証明書の請求があった場合、証明書を作成し、返送する業務であり、証明書を作成するときにシステムを直接操作し、証明書を出力します。  証明書発行窓口等業務では、駿河区役所及び清水区役所の窓口で住民票の写し等の証明書の請求があった場合、受付、証明書作成、点検等を行う業務であり、システムを直接操作し、証明書を出力します。
9	16、 17	4 特定個人情報 ファイルの取 扱いの受託	④・・・提供方法がその他の項の()に住民記録システムの直接操作と ありますがということかを明らかにしたい。	8と同じ

番号	該当ページ	ご意見のタイトル (項目,訂正箇所)	ご意見	市の回答
10	17	特定個人情報 ファイルの取扱いの受託	委託事項2 ⑥ 株式会社東海シグマとは、どういう会社か明らかでない。	委託事業者は、静岡市委託業務等業者選定部会に選定を依頼し、社会的信用と能力のある委託先であるか確認し、選定しています。  静岡市委託業務等業者選定部会については、23を参照ください。
11	17	(2)住民基本台帳について	17/69ページ ⑥委託先 株式会社東海道シグマとはどういう会社ですか。	10と同じ
12	18	(2)住民基本台帳について	18/69ページ ⑥委託先 株式会社静岡セイコーとはどういう会社ですか。	10と同じ
13	18	(2)住民基本台帳について	18/69ページ 委託事項5③取扱者数 取扱者が10人以上50人未満となっていますが、会社で取扱う人を固定させる為には41/69ページの従事者名簿等の提出だけでなく取扱者の登録制にすべきではありませんか。	従事者名簿により取扱者を登録・限定しています。
14	19	(2)住民基本台帳について	19/69ページ ⑥委託先 株式会社データサービスセンターとはどういう会社ですか。	10と同じ
15	21	(2)住民基本台帳について	21/69ページ 6保管・消去の② 保管期間が当分の間と書いてありますが、どのくらいのことですか。	現在、保管期間を5年とした場合の影響調査を行っており、その結果による課題等が解消されるまでの間を考えています。
16	30	(2)住民基本台帳について	30/69ページ ⑧使用方法の統計分析 更新件数の集計等、事務処理実績の確認のための統計のみ行う、と書いてありますが考えられる事務処理項目は何でしょうか。	本人確認情報ファイルの統計項目等は、今後国から示されることとなります。本市ではその項目について統計を行う予定です。
17	34	(2)住民基本台帳について	34/69ページ (3)送付先の②対象となる本人の範囲 その必要性のところで通知カードを付番対象者全員に送付する必要があると書いてあります。 しかし届かない場合の対応が書いてありません。 住基ネットのときの前例もふくめて明記する必要があるのではないのでしょうか。	この項目は送付先情報ファイルの範囲が区域内の住民である必要性を記載するところであるため、ご意見の記載は必要ないと考えます。  なお、住民票コード通知書送付事務は自治事務ですが、通知カード送付事務は法定受託事務であるため、届かない場合の対応については、今後国から対応方法が示されることとなります。

番号	該当ページ	ご意見のタイトル (項目,訂正箇所)	ご意見	市の回答
18	38	(2)住民基本台帳について	38/69ページ (1)住民基本台帳ファイル 24の氏名の通称とは何ですか。	住民基本台帳法施行令第30条の25により、「外国人住民が国内における社会生活上通用していることその他の事由により居住関係の公証のために住民票に記載することが必要であると認められるもの」を指します。
19	40	(2)住民基本台帳について	40/69ページ リスク1の宛名システム等における措置の内容 共通基盤システムへは権限のない者の接続を認めないとかいてありますが侵入される危険性は絶対ないのですか。	この項目は「特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」のうち「目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク」について記載するところであるため、ご意見の記載は必要ないと考えます。  なお、侵入される危険性に対する具体的な対策については、46ページの「7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策及び⑥技術的対策」に記載しています。
20	40、49、58	P.40、P.49、P.58 アクセス権限の 執行管理	職員の異動・退職に際し、アクセス権限を更新し当該IDを失効させる管理者は誰ですか？具体的な役職名(または立場)で明記してください。	管理者は所属長です。すべての事務責任者は所属長であるため、あえて記載しておりません。
21	41、50、60	P.41、P.50、P.60 委託事業者(委託先)からの情報提供のルール	—「委託先から他者への提供に関するルール…」の項目に3項挙げていますが、内容が適切なのは第1項(提供の禁止を契約書に明記)だけです。第2、第3項は、適切な業者が選ばれているか、また業者が適切な業務を行っているかのチェックに関する内容ですから、委託業者の監督に関する項が必要だと思います。 —第2、第3項が、最上段の「情報保護管理体制の確認」の記述と同一であるのも奇異な感じがします。この評価書はチェックシートなのですから、各項目にぴったり合致した細目が記入されていなければ、ちゃんとした評価が難しくなると思います。	第2、第3とも「ルール遵守の確認方法」であるため、記載は問題ないものと考えます。  また、同一の記述があるとのことですが、評価書の内容としては問題ないと考えます。

番号	該当ページ	ご意見のタイトル (項目,訂正箇所)	ご意見	市の回答
22	41、50、60	P.41、P.50、P.60 委託事業者(委託先)からの情報提供のルール	<p>—「委託先から他者への提供に関するルール…」の項目に3項挙げていますが、内容が適切なのは第1項(提供の禁止を契約書に明記)だけです。第2、第3項は、適切な業者が選ばれているか、また業者が適切な業務を行っているかのチェックに関する内容ですから、委託業者の監督に関する項が必要だと思えます。</p> <p>—第2、第3項が、最上段の「情報保護管理体制の確認」の記述と同一であるのも奇異な感じがします。この評価書はチェックシートなので、各項目にぴったり合致した細目が記入されていなければ、ちゃんとした評価が難しくなると思えます。</p>	21と同じ
23	41、50、60	P.41、P.50、P.60 委託業者選定部会等の機関	<p>—選定部会は、誰が、どのような分野から選ぶのですか？</p> <p>—「選定部会等の機関」とあります。選定にあたる機関が複数あるのですか？あるのなら、「等」とせず列挙してください。</p>	<p>静岡市では、静岡市委託業務等業者選定委員会規程により、静岡市が発注する特定調達契約及び委託業務等契約に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格の審査、指名競争入札参加者及び随意契約の見積参加者の選定、各種契約に係る随意契約の見積参加者の選定等を適正かつ合理的に行うため、静岡市委託業務等業者選定委員会及び各部会を置いています。</p> <p>委員会の委員長には財政局に関する事務を担当する副市長を、委員には財政局長、生活文化局長、環境局長、病院局長、経済局長、上下水道局次長及び教育委員会事務局教育次長の職にある者並びに財政局財政部長の職にある者が充たっており、各部会の部会長は各部長を、部会員は部会長が指定する職にある者(通常は部内の全課長)が充たっています。</p> <p>なお、当事業の委託業務については、積算金額から、すべて部会での審査案件であったため、このような記載としています。</p>

番号	該当ページ	ご意見のタイトル (項目,訂正箇所)	ご意見	市の回答
24	66	P.66 監査について	<p>—自己点検と監査の欄があり、監査の第1項に、「年に1回の自己監査」とあるのは矛盾を感じます。監査とはふつう、第三者によるチェックを意味するものです。この内容では、監査の欄はなきに等しいのでありませんか？</p> <p>—中間サーバー・プラットフォームに関する定期監査を行うのは誰ですか？中間サーバーは複数の自治体が共有するときいています。どのような立場の人(または機関?)が監査を担当するのですか？</p>	<p>記載誤りがあったため、監査の該当部分を修正します。</p> <p>中間サーバーについては、ご指摘のとおり他市町村との共同運用を予定しており、共同運用を行う地方公共団体情報システム機構より定期監査を実施する旨が示されているため、記載しています。しかし、監査の詳細については現時点では示されておりません。</p>
25	66	P.66 監査について	<p>—自己点検と監査の欄があり、監査の第1項に、「年に1回の自己監査」とあるのは矛盾を感じます。監査とはふつう、第三者によるチェックを意味するものです。この内容では、監査の欄はなきに等しいのでありませんか？</p> <p>—中間サーバー・プラットフォームに関する定期監査を行うのは誰ですか？中間サーバーは複数の自治体が共有するときいています。どのような立場の人(または機関?)が監査を担当するのですか？</p>	24と同じ
26	68	評価実施手続	<p>2</p> <p>①HP、市政情報コーナーにおける閲覧はもとより、広報にふれる機会の少ない高齢者などを念頭にマイナンバー制度の説明や、使用方法等をわかりやすく説明する必要があります。</p>	<p>今回の意見募集の範囲ではありませんので、参考意見として伺います。</p> <p>この項目は「特定個人情報保護評価の評価実施手続」についての「国民・住民等からの意見の聴取方法」について記載するところであるため、ご意見の記載は必要ないと考えます。</p> <p>なお、ご指摘の「マイナンバー制度の説明や使用方法等の説明」については、広報紙等を通じて引き続き広報を行っていく予定です。</p>

番号	該当ページ	ご意見のタイトル (項目,訂正箇所)	ご意見	市の回答
27		個人番号制度の慎重な運用をお願いします。	個人番号の「目的外利用」については、「条例により目的外利用を認める」のではなく、「条例により目的外利用を限定する」ものとされている、と説明されています(地方公共団体向けFAQコーナー)。番号の利用範囲拡大は当初、施行後3年を目途に検討とされていたのに、今から利用範囲の拡大を目論む動きがあるようです。静岡市も独自利用に積極的であるようですが、法律の元からの趣旨—税と社会保障、災害対策のため—から逸脱しないように慎重な運営をされるよう望みます。	<p>今回の意見募集の範囲ではありませんので、参考意見として伺います。</p> <p>特定個人情報の目的外利用については、今後、番号法第31条の規定に基づき、番号法の趣旨を踏まえ、条例改正等の対応を行います。また、個人番号やカードの独自利用についても、番号法第9条第2項や第18条の規定に基づき、適切に対応していきます。</p>
28		個人番号カードを身分証明の代わりにするのは反対です。	<p>行政手続き以外で個人番号カードを身分証明書代わりに使うことは、今からはっきり禁止するべきと思います。現在、民間において本人確認のために運転免許証などをコピーすることが普通になっていますが、こういう場合に個人番号カードの提示を求めるようなことのないよう周知していただきたいです。</p> <p>内閣官房ホームページのマイナンバーFAQには、「カードに関する質問」では、行政手続き以外で例えばレンタル店などで身分証明として使ってよい、とあり、ただし個人番号は提示してはならないとあります。</p> <p>「個人情報保護に関する質問」では、生涯使う番号なので失くしたり漏えいしたりしないよう大切に保管せよとあります。</p> <p>国民全体が所持する番号にこのように矛盾する説明では徹底するのが危ぶまれます。自治体が運用する段階で、むやみに持ち歩くものではないことを市の広報などで十分に周知することが必要ではないでしょうか？</p>	<p>今回の意見募集の範囲ではありませんので、参考意見として伺います。</p> <p>個人番号カードの券面には、氏名、住所、生年月日、性別、顔写真が記載されており、レンタル店などの民間事業者でも身分証明書として利用できることになっています。</p> <p>ただし、カードの裏面に記載されている個人番号をレンタル店などに提供することはできません。また、レンタル店などが個人番号を書き写したり、コピーを取ったりすることは禁止されています。</p> <p>個人番号カードの適正な利用について、広報紙等で周知を図っていきます。</p>

番号	該当ページ	ご意見のタイトル (項目,訂正箇所)	ご意見	市の回答
29		個人番号カードを身分証明の代わりにするのは反対です。	行政手続き以外で個人番号カードを身分証明書代わりに使うことは、今からはっきり禁止するべきと思います。現在、民間において本人確認のために運転免許証などをコピーすることが普通になっていますが、こういう場合に個人番号カードの提示を求めるようなことのないよう周知していただきたいです。 内閣官房ホームページのマイナンバーFAQには、「カードに関する質問」では、行政手続き以外で例えばレンタル店などで身分証明として使ってよい、とあり、ただし個人番号は提示してはならないとあります。 「個人情報保護に関する質問」では、生涯使う番号なので失くしたり漏えいしたりしないよう大切に保管せよとあります。 国民全体が所持する番号にこのように矛盾する説明では徹底するのが危ぶまれます。自治体が運用する段階で、むやみに持ち歩くものではないことを市の広報などで十分に周知することが必要ではないでしょうか？	28と同じ
30		(1)社会保障・税番号制度(共通番号)について	(1)市民へ知らせる方法 広報誌や新聞などへの掲載について気が付きませんでした。町内会の回覧板などで回してもらえるとありがたいです。 パソコンのできない老人にもチャンスを与えてもらいたいと思います。又できれば市民への説明会も開いてもらいたいと思います。	今回の意見募集の範囲ではありませんので、参考意見として伺います。  なお、ご指摘の「市民へ知らせる方法」については、広報紙等を通じて引き続き広報を行っていくほか、市政出前講座等も活用していきます。
31		(1)社会保障・税番号制度(共通番号)について	(2)市職員に対して平成27年1月19日(月)提出期限で「しずおか型独自利用案」を募集しました。 その内容を公表してください。 又、それについての特定個人情報保護評価についてもあわせて公表してください。	今回の意見募集の範囲ではありませんので、参考意見として伺います。  平成27年1月5日から(個人提案は13日から)19日まで、職員に対し、個人番号及び個人番号カードの独自利用案を募集したところ、所属からは2件、職員個人からは3件の提案がありました。 なお、「提案」について特定個人情報保護評価を実施することは、制度上、予定されていません。



番号	該当ページ	ご意見のタイトル (項目,訂正箇所)	ご意見	市の回答
32			番号事務実施者には、多大な事務が要求されます。かつ番号のしっかりした番号管理の責任がついて回ります。 このことに対して、応分な支給はあるのですか。	今回の意見募集の範囲ではありませんので、参考意見として伺います。  「応分な支給」の意味するところが明確には分かりませんが、社会保障・税番号制度の導入により、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、市民の皆さんにとって利便性の高い公平・公正な社会が実現されるものと考えています。  個人番号利用事務等実施者になる民間事業者の皆さんにおかれては、番号法の趣旨や「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」を踏まえた適切な対応をお願いします。
33			すでに平成28年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書や、給与支払い報告書の書式モデルが発表されています。27年11月に各事業者に送付されるものです。付番の時期と、同書類が送付される時期がほぼ同時期となりますが、国民には周知されているのでしょうか。保護評価の前提になる、法の趣旨が全く国民に周知されていないと思いませんか？ 市民に周知され、様々な問題点が克服されるまで、マイナンバー制度をスタートさせないでいただきたい。	今回の意見募集の範囲ではありませんので、参考意見として伺います。  社会保障・税番号制度については、平成28年1月から順次、運用が開始されます。  ご指摘の給与所得者の扶養控除等(異動)申告書や給与支払報告書等については、国によって周知が図られているところと認識していますが、本市としても、今後、広報紙等による周知に努めていきます。
34			従業員が、同書式に、番号記入の義務を知らずに、前年同様の記載をしてしまった場合、書類は、そのまま事業所が受け取ってもよいのでしょうか。従業員にいったん書類を返し、再記入してもらおうのでしょうか。	今回の意見募集の範囲ではありませんので、参考意見として伺います。  社会保障や税の決められた書類に個人番号を記載することは、法令で定められた義務であることをご説明いただき、その従業員の方に記載を求めていただきますようお願いいたします。

番号	該当ページ	ご意見のタイトル (項目,訂正箇所)	ご意見	市の回答
35			<p>扶養控除申告書は、事業所で保管することになっています。番号記入のない書類を保管してもよいのでしょうか。番号の記入のない書類について、原因を追究しなければならないのでしょうか。従業員が、「個人情報」を理由に提供を拒否した場合の措置を教えてください。</p>	<p>今回の意見募集の範囲ではありませんので、参考意見として伺います。</p> <p>社会保障や税の決められた書類に個人番号を記載することは、法令で定められた義務であることを周知し、提供を求めてください。それでも提供を受けられないときは、書類の提出先の指示に従ってください。</p>
36			<p>給与支払報告書にも番号記入欄があります。これは強制ですか。罰則があるのですか。未完成(番号未記入)のまま、市町村に提出してよいのでしょうか。</p> <p>市に問い合わせれば教えてもらうようになっているのですか</p> <p>市は、番号を提供する相手を評価書に記載しています。(日本年金機構、各健康保険者など)個人企業や民間法人は提供先に含まれていますか。</p>	<p>今回の意見募集の範囲ではありませんので、参考意見として伺います。</p> <p>個人番号が未記載であることについての罰則はありませんが、社会保障や税の決められた書類に個人番号を記載することは、法令で定められた義務であることを周知し、提供を求めてください。それでも提供を受けられないときは、書類の提出先の指示に従ってください。</p> <p>また、給与支払報告書の作成のために、本市から民間事業者へ、個人番号を含む特定個人情報を提供することについては、番号法に規定がないため、提供することはできません。</p> <p>なお、本評価書において、厚生労働大臣(日本年金機構)や健康保険組合は、個人番号を含む特定個人情報の提供先に含まれています。</p>

番号	該当ページ	ご意見のタイトル (項目,訂正箇所)	ご意見	市の回答
37			番号未記入の給与支払報告書があった場合、自治体は職権で付番するのですか。その場合本人の支払報告書であることと、本人の番号であることは、やはり本人に確認する必要があると思いますがはっきりさせてください。	今回の意見募集の範囲ではありませんので、参考意見として伺います。  個人番号が未記入の給与支払報告書があった場合、本市は、当該民間事業者に対し、当該給与支払報告書への個人番号の記入を求めることとなります。それでも記載がなされない場合、本市が個人番号を追記することはありえます。  民間事業者の皆さんにおかれては、社会保障や税の決められた書類に個人番号を記載することは、法令で定められた義務であることを周知し、提供を求めてください。
38			自治体が、番号未記入の給与支払報告書に付番する権限は付与されていますか。 税務署から、給与支払報告書によって調べた所得をもとに、不要の是正を求められることがあります。番号のない現在でも、本人確認はできていると思いますが、どうしても番号付きの給与支払報告書が必要なのでしょうか。	37と同じ
39			番号の通知はどのような方法で行うのが明らかになっていませんが、住民票のある住所の郵便受けに配達されるとした場合、他人に見られる可能性があります。その場合の個人情報の保護はどのような扱いになるのですか。確実に本人にわたる方法をとってください。郵便書留で配達し、不在の時は局へ本人が出向くような方法です。	今回の意見募集の範囲ではありませんので、参考意見として伺います。  なお、通知カード送付事務は法定受託事務であるため、通知方法等については、今後国から示されることとなります。
40			DV被害者のように、配偶者に居所を知られないようにしている人がいます。配偶者が通知番号を受け取り、利用されては困ります。この場合の情報保護について対策を講じてください。	39と同じ
41			倒産などで、居所を知られないようにしている人、子供の行く学校も知られないようにしている人などに、確実に、本人に、番号が知らせられるよう対策を講じてください。	39と同じ

番号	該当ページ	ご意見のタイトル (項目,訂正箇所)	ご意見	市の回答
42			番号の通知はどのような方法で行うのが明らかになっていませんが、住民票のある住所の郵便受けに配達されるとした場合、他人に見られる可能性があります。その場合の個人情報の保護はどのような扱いになるのですか。確実に本人にわたる方法をとってください。郵便書留で配達し、不在の時は局へ本人が出向くような方法です。	39と同じ
43			DV被害者のように、配偶者に居所を知られないようにしている人がいます。配偶者が通知番号を受け取り、利用されては困ります。この場合の情報保護について対策を講じてください。	39と同じ
44			倒産などで、居所を知られないようにしている人、子供の行く学校も知られないようにしている人などに、確実に、本人に、番号が知らせられるよう対策を講じてください。	39と同じ
45			警察や検察の捜査に、番号を提供できるかどうかの明示がありません。静岡市の保護条例はどうなっていますか。税と社会保障、防災への利用以外は番号の利用ができないよう、条例で明示してください。	今回の意見募集の範囲ではありませんので、参考意見として伺います。  番号法第19条第12号に刑事事件の捜査が行われるときについて規定されており、個人番号を含む特定個人情報の提供が認められています。  また、特定個人情報の提供については、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、禁止されています。
46			市内各所で説明会を開いてほしい。	今回の意見募集の範囲ではありませんので、参考意見として伺います。  市民の皆さんへの広報や周知の方法として、市政出前講座等も活用していきます。

番号	該当ページ	ご意見のタイトル (項目,訂正箇所)	ご意見	市の回答
47			費用対効果を考えると利点がほとんどなく税金の無駄使いだからやらないでほしい。	今回の意見募集の範囲ではありませんので、参考意見として伺います。  社会保障・税番号制度の導入により、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、市民の皆さんにとって利便性の高い公平・公正な社会が実現されるものと考えています。
48			セキュリティー対策は次の理由から完全には出来ないと思うがどう考え、ますか。また、もれた時の責任は誰がどのようにとりますか。 ①技術の進歩は仕かける方と守る方のイタチごっこで絶対に守れない。 ②外部委託すると「ベネッセ事件」のような委託先の担当者から個人情報外部にもれることは防ぎようがない。	今回の意見募集の範囲ではありませんので、参考意見として伺います。  なお、これまでも「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」等の個人情報保護法令が整備されているが、社会保障・税番号制度ではこれに加え特定個人情報保護委員会による監視・監督その他の制度上の保護措置を定めており、今回の特定個人情報保護評価もその一つです。